

寄附金・賛助会員(年会費)の税制優遇措置の拡大について(個人様用)

公益財団法人文楽協会

公益財団法人文楽協会は、1963年に設立された「財団法人文楽協会」が前身で、2012年に公益財団法人に移行しました。公益財団法人文楽協会に対する寄附金や賛助会員(年会費)には、特定公益増進法人としての税法上の優遇措置が受けられますが、この度、内閣府より『税額控除』の優遇措置が適用される団体として証明を受けることとなりました。従来は確定申告の際、「所得控除」のみ選択可能でしたが、新たに『税額控除』による控除を選択することが可能となりました。所得税、住民税(一部の都道府県・市区町村に限る)及び相続税において、次のような優遇措置の対象となります。

<http://www.bunraku.or.jp/donation/> (文楽協会 HP より)

1. 所得税

寄附金控除を受けるためには、所轄税務署での確定申告が必要です。毎年2月16日より3月15日の時期に、公益財団法人文楽協会が発行した領収書を添付して確定申告の手続きをして下さい。控除額の計算は、【税額控除】か【所得控除】の2種類から、どちらか選択可能です。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/shotoku/1266.htm> (国税庁 HP より)

① 【税額控除】方式

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として所得税から控除されます。

寄附日が2021年1月1日以降の場合に限ります。

$$\underline{(\text{寄附金合計額}(*1) - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = \text{控除額}(*2)}$$

(例)

年間所得が400万円で、個人賛助会費10口(30,000円)の場合
 $(30,000 \text{ 円} - 2,000 \text{ 円}) \times 40\% = 11,200 \text{ 円}$ を、所得税から控除可能
 〈控除限度額〉

(*1)年間所得の40% $400 \text{ 万円} \times 0.4 = 160 \text{ 万円}$

(*2)所得税額の25%

② 【所得控除】方式

次の算式により算出された額が「寄附金控除」として所得から控除されます。

$$\underline{(\text{寄附金合計額}(*3) - 2,000 \text{ 円}) = \text{控除額}}$$

〈控除限度額〉

(*3)年間所得の40%

その後、控除額×所得税率(*4)にて算出された金額が所得税から控除されます。

(*4)所得税率は年間の所得金額によって異なります

2. 住民税

一部の都道府県・市区町村（*1）では、条例の指定により、公益財団法人に寄附をした個人は、確定申告によって、個人住民税の控除が受けられます。寄附金のうち2千円を差し引いた額について、都道府県指定の場合は4%が、市区町村指定の場合は6%が、税額から控除されます。対象となる寄附金の上限額は、年間所得の30%です。条例の指定状況については、お近くの税務署や税務相談室にお尋ねください。

個人住民税の寄附金控除申告は、確定申告の際に、所得税の寄附金控除と合わせて行えます。確定申告書の「住民に関する事項」の欄に金額をご記入いただき、公益財団法人文楽協会が発行した領収書を添付してご申告ください。

（*1）大阪府・大阪市の認定を受けております。

3. 相続税

相続税についても、公益財団法人への寄附は優遇税制措置を受けられます。国税庁が定める相続税の申告期限までに、相続財産から当協会にご寄附いただいた場合には、その寄附された財産は、相続税の計算対象に含めないことが出来る可能性があります。

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/taxanswer/sozoku/4141.htm>（国税庁 HP より）

相続税申告書提出の際には、公益財団法人文楽協会が発行した領収書を添付してご申告ください。

上記に関する詳細は、確定申告担当窓口または国税庁のホームページ等でご確認ください。

4. 寄附申込み・賛助会員入会時のお手続き

当協会は公益財団法人であり、ご寄附や賛助会員に入会いただいた場合、領収証（受領証明書）を発行しております。このため、入会やお申込みの手続きの際には、必要な情報をお伝えいただくようお願いしております。お申込みいただいた後、お振込先の銀行口座等をご連絡させていただきます。

【お申込み先】

<https://www.bunraku.or.jp/form/>（文楽協会 HP より）

【お問い合わせ先】

<https://www.bunraku.or.jp/form02/>（文楽協会 HP より）

公益財団法人文楽協会 事務局（電話：06-6210-1025、平日9時30分～18時）

以上